

防地労第6555号
28. 3. 29
一部改正 防地労第8344号
31. 4. 26
一部改正 防地労第20757号
令和2年12月28日
一部改正 防地労第5117号
令和3年3月26日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

駐留軍等労働者の福利厚生に関する事務の処理について（通知）

標記について、別紙第1から別紙第5までのとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙第1～別紙第5

駐留軍等労働者の社会保険に関する事務処理要領

(目的)

第 1 この要領は、駐留軍等労働者の社会保険に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において「駐留軍等労働者」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 15 条第 1 項 (a) に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。

2 この要領において「社会保険各法」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
- (4) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (5) 国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号)
- (6) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (7) 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)
- (8) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (9) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- (10) 確定拠出年金法 (平成 13 年法律第 88 号)
- (11) 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成 18 年法律第 4 号)

(被保険者の資格の取得の届出等)

第 3 地方防衛局長又は地方防衛事務所長 (以下「地方防衛局長等」という。) は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長 (以下「支部長」という。) から、社会保

険各法の規定により事業主、事業所又は船舶所有者（以下「事業主等」という。）が行うこととされている被保険者の資格の取得の届出に係る書類その他の行為に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、事業主の証明等を行い、支部長に送付するものとする。

（被保険者証等の交付等）

第4 地方防衛局長等は、関係行政機関又は駐留軍要員健康保険組合から、社会保険各法の規定により事業主等が行うこととされている被保険者証の交付に係る書類その他の行為に係る書類の送付を受けたときは、支部長に送付するものとする。

（出産手当金請求書等への証明等）

第5 地方防衛局長等は、支部長から、社会保険各法の規定により事業主等が行うこととされている出産手当金請求書への証明に係る書類その他の行為に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、事業主の証明等を行い、支部長に送付するものとする。

（保険料等の納付等）

第6 保険料又は拠出金の納付は、次のとおりとする。

（1）健康保険料及び介護保険料について

ア 地方防衛局長等は、駐留軍要員健康保険組合から、健康保険法の規定により事業主等が行うこととされている健康保険料及び介護保険料の納入の告知に係る書類の送付を受けたときは、告知額の確認のため、これを支部長に送付するものとする。

イ 地方防衛局長等は、支部長から、アにより確認された書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、納付額を決定し、駐留軍要員健康保険組合に納付するものとする。

（2）船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について

ア 地方防衛局長等は、関係行政機関から、船員保険法、厚生年金保険法及び子ども・子育て支援法の規定により事業主等が行うこととされている船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の納入の告知に係る書類を受けたときは、告知額の確認のため、これを支部長に送付するものとする。

イ 地方防衛局長等は、支部長から、アにより確認された書類の送付を受けたときは、

その内容を精査の上、納付額を決定し、関係行政機関に納付するものとする。

(3) 労働者災害補償保険料、雇用保険料及び石綿による健康被害の救済に関する一般拠出金について

ア 地方防衛局長等は、関係行政機関から、労働者災害補償保険料に係る労災保険料率決定通知書並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）の様式第6号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書（以下「申告書」という。）の送付を受けたときは、その額の確認のため、労働保険料率決定通知書の写し及び申告書を支部長に送付するものとする。

イ 地方防衛局長等は、支部長から、アにより確認された申告書の送付を受けたときは、その内容を精査の上、納付額を決定し、関係行政機関に申告書を送付するとともに、納付額を納付するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、駐留軍等労働者の社会保険に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が定める。

駐留軍等労働者の保健及び安全の保持に関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、駐留軍等労働者の保健及び安全の保持に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「駐留軍等労働者」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。

(衛生管理者の選任等)

第3 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長（以下「支部長」という。）から、働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条第1項に規定する衛生管理者（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第8条の規定に定めるところにより選任される衛生管理担当者を含む。以下同じ。）の選任に係る書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、衛生管理者を選任し、別記第1号様式により支部長を通じて本人に通知するものとする。

2 地方防衛局長等は、支部長から、労働安全衛生規則の様式第3号による衛生管理者選任報告の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名し、支部長に送付するものとする。

3 地方防衛局長等は、支部長から、衛生管理者の選任状況及び安全衛生委員会の運営状況に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これを速やかに地方協力局長に提出するものとする。

4 地方防衛局長等は、支部長から、衛生管理者資格を取得するための講座及び免許試験

(この項において「講座等」という。)の参加に係る書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、講座等の参加を速やかに決定し、別記第2号様式により支部長に通知するものとする。

- 5 地方防衛局長等は、支部長から、衛生管理者として選任した駐留軍等労働者による講習会及び研修(この項において「講習会等」という。)の参加に係る書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、講習会等の参加を速やかに決定し、別記第3号様式により支部長に通知するものとする。

(救急薬品等の購入の決定等)

第4 地方防衛局長等は、支部長から、救急薬品等(薬品類、衛生器材類、医療品具類、衛生に関する図書類及び救急薬品箱をいう。この項において同じ。)の購入に係る書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、救急薬品等の購入を速やかに決定し、別記第4号様式により支部長に通知するものとする。

- 2 地方防衛局長等は、別記第5号様式による安全衛生計画費実施状況報告書を作成し、各四半期が経過した後20日以内に地方協力局長に提出するものとする。

(災害の報告)

第5 地方防衛局長等は、支部長から、駐留軍等労働者の死亡又は重傷に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、直ちにこれを地方協力局長に送付しなければならない。

- 2 地方防衛局長等は、支部長から、次に掲げる規定に基づく書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名し、支部長に送付するものとする。

(1) 労働安全衛生規則第96条第1項

(2) 労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項

(3) 船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第73条第1項

- 3 地方防衛局長等は、支部長から、業務上災害又は通勤災害の発生に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに地方協力局長に提出するものとする。

(書類の経由)

第6 地方防衛事務所長は、支部長から送付された書類を地方協力局長に提出するときは、

地方防衛局長を経由しなければならない。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、駐留軍等労働者の保健及び安全の保持に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が定める。

衛生管理（担当）者選任通知書

所 属

氏 名 殿

この度、貴殿を〇〇〇〇（施設名）における衛生管理（担当）者として
選任したので通知します。

担当事務：1 衛生管理（担当）者としての事務

2 救急薬品等の保管及び補充に関する事務

令和 年 月 日

地方防衛局長又は地方防衛事務所長

〇 〇 〇 〇

注：選任した候補者が、衛生管理者の資格を有しない者であるときは、標題
を「衛生管理担当者選任通知書」とすること。

令和 年 月 日

独立行政法人

駐留軍等労働者労務管理機構〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

講座等参加計画書について(通知)

〇〇〇第〇号（令和 年 月 日）により送付された標記について、別添のとおり決定したので通知します。

添付書類：講座等参加計画書

令和 年 月 日

独立行政法人

駐留軍等労働者労務管理機構〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

講習会等参加計画書について(通知)

〇〇〇第〇号（令和 年 月 日）により送付された標記について、別添のとおりに決定したので通知します。

添付書類：講習会等参加計画書

令和 年 月 日

独立行政法人

駐留軍等労働者労務管理機構〇〇支部長 殿

〇〇防衛局長

〇〇防衛事務所長

救急薬品等購入計画書について(通知)

〇〇〇第〇号(令和 年 月 日)により送付された標記について、別添のとおり決定したので通知します。

添付書類：救急薬品等購入計画書

安全衛生計画費実施状況報告書（令和 年度 第 /四半期）

（ 局・事務所）

購入品目	単 価	数 量	金 額	購入時期	備 考
	円		円		

駐留軍等労働者の財形貯蓄契約等に関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、駐留軍等労働者の財形貯蓄契約等に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「駐留軍等労働者」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。

2 この要領において「財形貯蓄契約等」とは、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約（以下「財形貯蓄契約」という。）、同条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下「財形年金貯蓄契約」という。）及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形住宅貯蓄契約」という。）をいう。

3 この要領において「貯蓄者」とは、財形貯蓄契約等を締結した駐留軍等労働者をいう。

4 この要領において「財形貯蓄取扱機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限る。）又は証券会社

(2) 生命保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合若しくはその他生命共済の事業を行う者

(3) 損害保険会社（保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規

定する外国損害保険会社等をいう。)

(4) 地方住宅供給公社、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構

(財形貯蓄契約等の事務の取扱いに関する覚書の締結)

第3 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長（以下「支部長」という。）及び駐留軍等労働者が財形貯蓄契約等を締結する財形貯蓄取扱機関と、別記様式による駐留軍等労働者の財形貯蓄契約等の事務の取扱いに関する覚書を締結するものとする。

(財形貯蓄契約等の取扱い)

第4 地方防衛局長等は、財形貯蓄契約等を次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 既に財形貯蓄契約を締結している駐留軍等労働者は、新たに財形貯蓄契約を締結することができない。財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約についても同様とする。
- (2) 預入等の開始及び額の変更は、各年11月とする。
- (3) 預入等の時期は、毎月、毎月並びに夏季手当及び年末手当の支給時又は夏季手当及び年末手当の支給時のいずれかとする。
- (4) 毎月の預入等の額は、同額かつ1,000円又は1,000円の整数倍とする。
- (5) 夏季手当及び年末手当の預入等の額は、同額かつ1,000円又は1,000円の整数倍とする。

(財形貯蓄契約等の申込み)

第5 地方防衛局長等は、支部長から、財形貯蓄契約等の申込みに係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(転職に伴う財形貯蓄契約等の承継)

第6 地方防衛局長等は、支部長から、転職に伴う財形貯蓄契約等の承継に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(控除、預入等を行うための書類の受理)

第7 地方防衛局長等は、支部長から、貯蓄者に係る毎月の給与、夏季手当及び年末手当から控除、預入等を行うための書類を受理するものとする。

(住所、氏名等の変更)

第8 地方防衛局長等は、支部長から、貯蓄者の住所、氏名その他の届出事項の変更に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(異動の処理)

第9 地方防衛局長等は、支部長から、貯蓄者の異動に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(預入等の額の変更)

第10 地方防衛局長等は、預入等の額の変更に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(非課税貯蓄最高限度額の変更)

第11 地方防衛局長等は、支部長から、財形年金貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約の非課税貯蓄最高限度額の変更に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(預入等の中断)

第12 地方防衛局長等は、支部長から、預入等の中断に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(預入等の再開)

第13 地方防衛局長等は、支部長から、預入等の再開に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(解約)

第14 地方防衛局長等は、支部長から、解約に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(非課税廃止)

第15 地方防衛局長等は、支部長から、財形年金貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約の非課税廃止に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(退職及び積立の終了)

第16 地方防衛局長等は、支部長から、財形貯蓄契約等の退職等に係る書類及び財形年金貯蓄契約の積立の終了に係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(預替え)

第17 地方防衛局長等は、支部長から、預替えに係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(財形貯蓄取扱機関が破綻した場合等の預替えの特例)

第18 地方防衛局長等は、支部長から、財形貯蓄取扱機関が破綻した場合等の預替えに係る書類の送付を受けたときは、その内容を確認の上、これに記名及び押印し、支部長に送付するものとする。

(駐留軍等労働者への周知)

第19 地方防衛局長等は、財形貯蓄契約等の制度を駐留軍等労働者に支部長を通じて周知するものとする。

(関係書類の保存期間)

第20 財形貯蓄契約等に係る書類の保存期間は、処理の完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間とする。

(その他)

第21 この要領に定めるもののほか、駐留軍等労働者の財形貯蓄契約等に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が定める。

別記様式（第3関係）

駐留軍等労働者の財形貯蓄契約等の事務の取扱いに関する覚書

日米両国政府を代表する機関によって締結された基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約に基づいてアメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関に勤務する駐留軍等労働者（以下「従業員」という。）に対する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形貯蓄契約等」という。）について、 防衛局長 （ 防衛事務所長 ）（以下「甲」という。）、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 支部長 （以下「乙」という。）及び財形貯蓄取扱機関（以下「丙」という。）とは、次の条項によって事務取扱に係る覚書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

（財形貯蓄契約等に係る書類）

第1条 乙は、従業員から財形貯蓄契約等に係る書類を受理したときは、記載事項を確認の上、 （以下「幹事金融機関等」という。）を経由して丙に提出するものとする。

（貯蓄者の控除等に係る明細書）

第2条 丙は、財形貯蓄契約等に係る毎月の給与、夏季手当及び年末手当（以下「給与等」という。）からの控除、預入等を行うための明細書を基本労務契約及び船員契約の従業員と諸機関労務契約の従業員別に3通を作成し、幹事金融機関等を経由して財形貯蓄契約等を締結した従業員（以下「貯蓄者」という。）の給与等の支払日までに乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の書類を受理したときは、その内容の確認及び修正を行い、1通を原則として預貯金等の預入等相当額の支払日の 日前までに甲及び幹事金融機関等を経由して丙に送付するものとする。

（払込み）

第3条 甲は、前条の書類に基づき貯蓄者の給与等から預貯金等の相当額を控除し、幹事金融機関等を経由して給与等の支払日以後 日以内に丙に払込むものとする。

（貯蓄者に係る事務手続）

第4条 丙は、貯蓄者の財形貯蓄契約等を証する書類を作成し、直接貯蓄者に送付するものとする。

2 丙は、乙用及び貯蓄者用の財形貯蓄契約等に係る貯蓄者別の残高報告書（この項において「残高報告書」という。）を作成し、乙用の残高報告書は幹事金

融機関等を経由して乙に提出し、貯蓄者用の残高報告書は、直接貯蓄者に送付するものとする。

3 丙は、貯蓄者の解約手続が完了したときは、乙に通知するものとする。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、甲、乙及び丙が協議して解決するものとする。

この契約の証として、覚書3通を作成し、甲乙丙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地○○号
○○防衛局長 (○○防衛事務所長)
○○ ○○ ⑩

乙 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地○○号
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
○○支部長
○○ ○○ ⑩

丙 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地○○号
(財形貯蓄取扱機関名)
○○ ○○ ⑩

駐留軍等労働者の宿舎に供される行政財産の管理に関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、駐留軍等労働者の宿舎に供される行政財産の管理に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「駐留軍等労働者」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。

2 この要領において「被貸与者」とは、宿舎の貸与を受けた駐留軍等労働者又は主としてその収入により生計を維持する者若しくは宿舎の貸与を受けた駐留軍等労働者と同居することを承認された者をいう。

(管理の機関)

第3 宿舎の管理は、地方防衛局長（以下「局長」という。）が行うものとする。

2 局長は、宿舎の管理上必要があるときは、宿舎の管理人を置き、宿舎に居住させ、かつ、宿舎の管理に関する事務を補助させることができる。

3 前項に規定する管理人の宿舎については、被貸与者の宿舎に関する規定を準用する。

(被貸与者に対する監督)

第4 局長は、被貸与者がこの要領に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の管理の適正を図らなければならない。

(被貸与者の選定)

第5 局長は、駐留軍等労働者の勤務態様、職種その他の事情を勘案して宿舎の貸与を受

ける駐留軍等労働者を選定するものとする。

(宿舎貸与申請書等の提出等)

第6 局長は、宿舎を貸与しようとするときは、貸与を受けようとする駐留軍等労働者から別記第1号様式による宿舎貸与申請書を地方防衛事務所長（以下「所長」という。）を通じて提出させなければならない。

2 局長は、前項の宿舎貸与申請書の提出を受けたときは、宿舎の貸与を決定の上、別記第2号様式による宿舎貸与承認書を貸与を受けようとする駐留軍等労働者に所長を通じて交付しなければならない。

3 局長は、宿舎の貸与の承認を受けた者から入居期限の延期の申出があったときは、入居期限の延期を申請しようとする駐留軍等労働者から別記第3号様式による宿舎入居期限延期申請書を所長を通じて提出させなければならない。

4 局長は、前項の宿舎入居期限延期申請書の提出を受けたときは、宿舎の入居期限の延長を決定の上、別記第4号様式による宿舎入居期限延期承認書を入居期限の延期を申請しようとする駐留軍等労働者に所長を通じて交付しなければならない。

(宿舎の使用料)

第7 宿舎の使用料は、月額によるものとし、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）で定める使用料の算定方法に準じて各宿舎につき、局長が定める。

2 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡したときのその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

3 局長は、宿舎の貸与を受けた駐留軍等労働者に毎月その月分の使用料を、翌月10日（毎年3月に限りその月末）までに、国に払い込ませなければならない。

4 局長は、宿舎の貸与を受けた駐留軍等労働者が第9第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなったときは、前項の規定にかかわらず、被貸与者に、第9第1項に定める明渡猶予期間中、毎月その月分の使用料を、その月末までに、国に払い込ませなければならない。

(宿舎の使用上の義務)

第8 局長は、被貸与者に次に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用すること。
 - (2) 貸与を受けた宿舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、又は居住の用以外の用に使用しないこと。
 - (3) 局長の承認を受けずに、貸与を受けた宿舎の増築、移築、改築又は修繕をしないこと。
 - (4) 貸与を受けた宿舎を明け渡すときは、別記第5号様式による宿舎退去届を明渡日の7日前までに局長に届け出て、その宿舎を正常な状態において引き渡すこと。
 - (5) 前各号に掲げる事項のほか局長が必要と認める事項
- 2 局長は、被貸与者がその責めに帰すべき事由により、その貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復させ、又は損害を賠償させなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものであるときは、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

第9 局長は、宿舎の貸与を受けた駐留軍等労働者が次の各号の一に該当することとなったときは、その該当することとなった日から20日以内に、被貸与者にその宿舎を明け渡させなければならない。ただし、局長が事情やむを得ないと認めるときは、6月を限度として明渡しを猶予することができる。

- (1) 駐留軍等労働者でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 転任、配置転換その他これらに類する事由によりその宿舎に居住する必要がなくなったとき。
- (4) 国の労務提供上の必要に基づき、その宿舎について先順位者が生じたため、明渡しの必要が生じたとき。
- (5) 当該宿舎に居住することが適当でないとして認定されたとき。
- (6) 国においてその宿舎を廃止するため、明渡しの必要が生じたとき。

2 局長は、前項ただし書の規定に基づき明渡しの猶予を認めようとするときは、被貸与者から別記第6号様式による宿舎明渡猶予申請書を所長を通じて提出させなければならない。

3 局長は、前項の宿舎明渡猶予申請書の提出を受けたときは、明け渡すべき日を指定し、

別記第7号様式による宿舎明渡猶予承認書を被貸与者に所長を通じて交付しなければならない。

- 4 局長は、被貸与者が第8第1項各号に掲げる事項に違反し、又は第8第2項の規定による局長の措置に従わない事実がある場合において、その事実が宿舎の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、被貸与者に期限を付してその是正を要求するとともに、被貸与者が当該期限までにその要求に従わなかったときは、被貸与者に直ちに宿舎を明け渡させなければならない。
- 5 局長は、被貸与者が明渡期限までに宿舎を明け渡さないときは、速やかに明け渡すべき所要の措置を講ずるとともに、被貸与者に、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を課するものとする。
- 6 前項の損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の三倍に相当する金額とする。

(債権発生等の通知)

- 第10 局長は、宿舎の貸与の承認をしたとき、又は第9第5項の規定に基づき損害賠償金を課する決定をしたときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。次項において「債権管理法」という。）第12条の規定に基づき、遅滞なく歳入徴収官等に対し、債権の発生の通知として所要の事項を通知しなければならない。当該通知に係る事項について変更したときも同様とする。
- 2 局長は、前項の通知に係る被貸与者に、第9第1項又は第4項の規定による宿舎の明渡しの措置を執ったとき、又は宿舎を明け渡させたときは、債権管理法第23条の規定に基づき、遅滞なく、歳入徴収官等に通知しなければならない。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか、駐留軍等労働者の宿舎に供される行政財産の管理に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が定める。

宿舎貸与申請書

令和 年 月 日

〇〇防衛局長 殿

現住所
職場名
職種名
氏名

下記のとおり 従業員宿舎の貸与を受けたいので申請します。
なお、同居者についても、併せて申請します。
宿舎の使用については、宿舎の使用に関する規則等に違反しないことその他不都合があったときは一切の責任を負うことを確約します。

記

宿舎貸与申請の理由

宿舍貸与承認書

令和 年 月 日

職 場 名

職 種 名

氏 名

殿

〇〇防衛局長

下記のとおり、従業員宿舍の貸与を承認します。また、同居者についても、併せて承認します。

記

室 番 号	専 用 面 積	使 用 料 月 額	入 居 指 定 日	備 考

入居指定日から10日以内に入居してください。指定期限内に入居しないときは、承認を取り消すことがあります。ただし、やむを得ない理由により指定期限内に入居できないときは、管理人まで御連絡ください。

宿舎入居期限延期申請書

令和 年 月 日

〇〇防衛局長 殿

氏 名

宿舎入居指定日は、令和 年 月 日までとなっておりますが、次の理由から、宿舎の入居期限の延期をしてくださるようお願いします。

従業員宿舎名 (室番号)	従業員宿舎 (号室)
理 由	
職 種 名	
住 所	
生年月日	

宿舎入居期限延期承認書

令和 年 月 日

殿

〇〇防衛局長

令和 年 月 日付け貴書簡により申請のあった宿舎の入居期限の延期について、下記のとおり承認します。

記

延 期 期 限

令和 年 月 日

上記のとおり宿舎の入居期限を延期しますが、できるだけ早期に入居されるようお願いいたします。

宿 舎 退 去 届

令和 年 月 日

〇〇防衛局長 殿

職 場 名
職 種 名
氏 名

下記のとおり 従業員宿舎を退去しますので、お届けします。

記

1 退去年月日 令和 年 月 日

2 退去室番号 号室

3 理 由

4 退去後の住所

5 連絡先 (電話番号)

宿舎明渡猶予申請書

令和 年 月 日

〇〇防衛局長 殿

氏 名

宿舎貸与許可期限は、令和 年 月 日までとなっておりますが、次の理由から、宿舎の明渡しを猶予してくださるようお願いいたします。

従業員宿舎名 (室番号)	従業員宿舎 (号室)			
理 由				
職 種 名				
住 所				
生年月日				
家 族 構 成				
氏 名	申請者との続柄	年 齢	職 業	勤 務 先

宿舎明渡し猶予承認書

令和 年 月 日

殿

〇〇防衛局長

令和 年 月 日付け貴書簡により申請のあった宿舎の明渡し猶予について、
下記のとおり承認します。

記

猶 予 期 限

令和 年 月 日

上記のとおり宿舎の明渡しを猶予しますが、できるだけ早期に転居先等を決定されるようお願いします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条第3項の規定による特別の措置に
関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号。以下「法」という。)第10条第3項の規定による特別の措置に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2 この要領において「駐留軍等労働者」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊(以下「アメリカ合衆国の軍隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。
- 2 この要領において「職業訓練」とは、法第10条第3項の規定を実施するため、駐留軍等労働者に対してその者の希望により離職前に離職後の就業に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。
- 3 この要領において「受講奨励手当」とは、法第10条第3項の特別の措置として、駐留軍等労働者が職業訓練を受けることを容易にし、又は促進するため駐留軍等労働者に対して支給する手当をいう。

(職業訓練の基準)

- 第3 職業訓練は、駐留軍等労働者の勤務時間外に行うものとする。ただし、特にアメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関の了解を得たときは、この限りでない。
- 2 訓練種目は、次のとおりとする。
- (1) 大型自動車運転
 - (2) 英会話
 - (3) 造園

- (4) フォークリフト運転
 - (5) けん引自動車運転
 - (6) 危険物取扱
 - (7) 移動式クレーン運転
 - (8) 着物着付
 - (9) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第14の2に掲げる検定職種に係る種目
 - (10) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第69条に規定する免許試験に係る種目
 - (11) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定する技能講習に係る種目
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、離職後の就業に必要と認められる種目
- 3 駐留軍等労働者ごとの訓練種目の選定に当たっては、当該労働者の職種、経験の有無、受講希望種目等を考慮し、かつ、資格取得が比較的容易なものを選定するように努めるものとする。

（経費の負担）

- 第4 職業訓練に要する経費は、国庫負担及び職業訓練を受ける者（以下「受講者」という。）の個人の負担によるものとする。
- 2 国庫負担に係る経費は、入学金、受講料及び検定料とする。ただし、同種の検定料の国庫負担は、1人1回限りとする。
 - 3 職業訓練に必要な教科書、個人用具、用紙その他の個人の消耗品については、受講者の個人の負担によるものとする。
 - 4 受講者が所定の職業訓練を修了する前に当該訓練の受講をやめたときは、その訓練のために要した経費は、受講者の個人の負担によるものとする。ただし、地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、受講者が受講をやめた理由が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、受講者又はその代理人若しくは相続人からの申出により、その経費の全部又は一部を国庫負担とすることができる。
- (1) 受講者の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を理由とする
離職

(2) 受講者の死亡

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方防衛局長等が正当な理由があると認めた場合

- 5 地方防衛局長等は、受講者又はその代理人若しくは相続人から前項ただし書きの申出を受けたときは、受講者が受講をやめた理由を証する書類を提出させるものとする。
- 6 地方防衛局長等は、第4項ただし書の規定により、その経費の全部又は一部を国庫負担しようとするときは、地方協力局長と事前に協議しなければならない。

(職業訓練実施計画の決定等)

第5 地方防衛局長等は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長（以下「支部長」という。）から、職業訓練の実施に係る書類の送付を受けたときは、その内容を精査の上、別記第1号様式による職業訓練等実施計画を決定し、支部長に通知するものとする。

(受講者の選定)

第6 地方防衛局長等は、受講者を選定するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 駐留軍等労働者が、心身ともに健康で、職業訓練の期間中当該訓練に耐え、離職したとき速やかにこの訓練による知識及び技能を活用して他の職業に就く意思を有する者であること。
- (2) 駐留軍等労働者が、訓練種目に対して適性を有する者であること。
- (3) 人員整理等対象者、中高年齢者及び無技能者を優先的に選考するものとする。

2 地方防衛局長等は、受講者を選定したときは、別記第2号様式による職業訓練受講者選定通知書を支部長を通じて受講者に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第7 地方防衛局長等は、所定の職業訓練の種目を修得した者に対し、別記第3号様式による修了証書を支部長を通じて交付するものとする。ただし、職業訓練の実施機関が当該訓練を修了したことを証明する書類又は当該訓練の修了前に受講者が取得した資格取得免許証をもって修了証書に代えることができる。

(受講奨励手当の支給)

- 第8 受講奨励手当は、第7の修了証書を交付された者に対して支給する。ただし、既に受講奨励手当の支給を受けたことがある者については、この限りでない。
- 2 地方防衛局長等は、受講奨励手当の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）から職業訓練の修了後10日以内に別記第4号様式による受講奨励手当支給申請書を支部長を通じて提出させるものとする。

(受講奨励手当の支給の決定等)

- 第9 受講奨励手当の額は、職業訓練を受講した日数に、500円を乗じて得た額とする。
- 2 地方防衛局長等は、支部長から、第8第2項の受講奨励手当支給申請書の送付を受けたときは、その内容を精査の上、受講奨励手当の支給額を決定し、別記第5号様式による受講奨励手当支給決定通知書を支部長を通じて申請者に送付するものとする。
- 3 地方防衛局長等は、前項の受講奨励手当支給決定通知書を申請者に送付したときは、申請者から別記第6号様式による請求書を支部長を通じて提出させ、その内容を確認の上、受講奨励手当を支払うものとする。
- 4 地方防衛局長等は、申請者が偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、支給した受講奨励手当の全部又は一部を返還させるものとする。

(職業訓練等の結果報告等)

- 第10 地方防衛局長等は、別記第7号様式による駐留軍等労働者職業訓練実施結果報告書を作成し、各四半期が経過した後20日以内に地方協力局長に提出するものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか、法第10条第3項の規定による特別の措置に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が定める。

職業訓練等実施計画 (令和 年度)

防衛局			予算額				円
実施予定時期	訓練種目	訓練人員	訓練費 (A)	受講奨励手当			計 (A + B)
				人員	延日数	金額(B)	
			円	人	日	円	円

注：記載事項

- 1 実施予定時期の欄には、四半期別を記載する。
- 2 訓練種目の欄には、当該年度に実施する訓練種目をコース別に記載する。
- 3 訓練人員の欄には、当該訓練種目ごとに訓練人員を記載する。
- 4 訓練費の欄には、当該訓練種目に要する経費（受講奨励手当、個人負担分を除く。）を記載する。
- 5 受講奨励手当の人員の欄には、当該訓練種目人員を記載する。
- 6 受講奨励手当の延日数の欄には、当該訓練種目人員に訓練予定日数を乗じて得た日数を記載する。
- 7 受講奨励手当の金額の欄には、延日数に受講奨励手当の日額を乗じて得た金額を記載する。

令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛事務所長

職業訓練受講者選定通知書

貴殿は、_____の職業訓練受講者に選ばれましたので通知します。
ついては、下記の事項を了承の上、 月 日までに、別紙の職業訓練受講参加書を提出して下さい。

記

- 1 国庫負担に係る経費は、入学金、受講料及び検定料とします。ただし、同種の検定料の国庫負担は、1人1回限りとします。
- 2 訓練に必要な教科書、個人用具、用紙その他の個人の消耗品については、受講者の個人の負担とします。
- 3 所定の職業訓練の種目を修了する前に当該訓練の受講をやめたときは、その訓練のために要した経費は、受講者の個人の負担とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その経費の全部又は一部を国庫負担とします。
 - ① 受講者の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を理由とする離職
 - ② 受講者の死亡
 - ③ 地方防衛局長又は地方防衛事務所長が正当な理由があると認めた場合

以上

注1 この通知書の内容に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

注2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別 紙

防 衛 局 長
防衛事務所長 殿

職業訓練受講参加書

私は、 月 日付け職業訓練受講者選定通知書に記載の事項を了承の上、 _____
職業訓練に参加いたします。

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

殿

修 了 証 書

貴殿は、令和 年度における_____の職業訓練に係る所定の課程を修了
したことを証します。

令和 年 月 日

防 衛 局 長
防衛事務所長

受講奨励手当支給申請書

1. 受講者氏名	
2. 勤務場所	
3. 訓練種目	
4. 訓練施設名	
5. 訓練期間及び訓練日数	年 月 日から 年 月 日まで 日
6. 5のうち訓練を受講した日数	日
7. 受講奨励手当申請金額 (円×6の受講日数)	円 ※決定額 円
<p>上記のとおり受講奨励手当の支給を申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>防衛局長 防衛事務所長 殿</p> <p>現住所 氏名</p>	
※ 上記のとおり相違ないことを証明する。	
令和 年 月 日 防衛局長 防衛事務所長	

※印欄は記入の必要がありません。

殿

防衛局長

防衛事務所長

受講奨励手当支給決定通知書

令和 年 月 日付け貴書簡により貴殿から支給の申請があった受講奨励手当について、その支給額を下記のとおり決定したので通知します。

記

支給決定額： 円

支払日： 令和 年 月 日

注1 この通知書の内容に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

注2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

令和 年 月 日

地方協力局長 殿

防衛局長

駐留軍等労働者職業訓練等実施結果報告書

駐留軍等労働者職業訓練等実施の結果について、次のとおり報告します。

令和 年度 ／四半期分	実施機関名	訓練期間・日数・時間	年 月 日から 日 時間			
	訓練種目		年 月 日まで			
科	対象施設名	資格試験名				
		受験者数	合格者数			
開始時人員 (班数)	訓練場所	受講奨励手当				
		支給対象者数	延日数	単価 円	金額 円	※ 決定額 円
訓練終了時人員 (班数)						

別記第7号様式(第10関係)